明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務四八）　一
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一一一、一一二）　四
○労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する件及び労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部を改正する件（厚生労働三一二）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
税理士登録者関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四一
会社その他
会社決算公告　四三
会社決算公告　四六

省令

○法務省令第四十八号

土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）の施行に伴い、並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第三項第五号の規定に基づき、及び同法を実施するため、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十五日

法務大臣　三好　雅子